

舞鶴市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

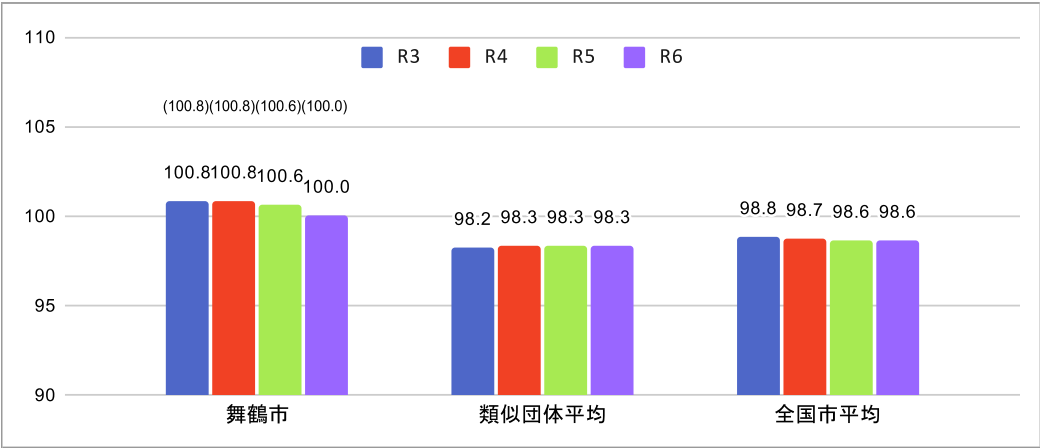
区分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和4年度の人件費率
令和5年度	人 76,732	千円 38,579,725	千円 652,736	千円 6,639,623	% 17.2	% 18.3

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区 分	職員数 A	給与費				(参考)一人当 たり給与費 B/A	(参考)類似団 体平均一人当 たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和5年度	人 614	千円 2,477,573	千円 474,329	千円 1,024,443	千円 3,976,345	千円 6,497	千円 6,181

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
- 2 職員数は、令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短期時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
- 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
- 2 ()書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。
(補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給割合) ÷ (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給割合))により算出。)
- 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
- 4 ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む)の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 令和6年4月1日のラスパイレズ指数が、① 3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、② 3年連続で
 上昇している場合、③ 100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】 国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均 2%の引下げ及び地域手当の支給
 割合の見直し等に取り組むこととされている。

① 給料表の見直し

[☒ 実施 ☐ 未実施]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合に
 は、その理由))

(給料表の改定実施時期) 平成28年4月1日
 (内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均 1.8%引き下げ。
 激変緩和のため、平成 30年3月31日まで経過措置(現給保障)を実施。
 他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

② 地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合) 国基準 0%に対し、本市においても 0%としている。

③ その他の見直し内容

管理職特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。(平成 28年4月1日実施)

(5) 特記事項

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

(令和6年4月1日現在)

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
舞鶴市	42.0歳	329,900円	393,322円	360,876円
京都府	41.2歳	307,987円	396,120円	357,816円
国	42.1歳	323,823円	—	405,378円
類似団体	41.7歳	313,594円	395,822円	360,145円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参 考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
舞鶴市									
調理員	52.8歳	4人	364,375円	380,473円	376,105円	調理員	44.2歳	278,900円	—
京都府	58.1歳	101人	352,644円	400,218円	383,822円	—	—	—	—
国	51.2歳	1,829人	288,144円	—	330,553円	—	—	—	—
類似団体	52.7歳	16人	321,506円	377,113円	353,146円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
舞鶴市	—	—	—
調理員	6,330,633円	3,600,500円	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している (令和3～5年の3ヶ年平均)。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和 6年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
- また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(＝時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況 (令和6年4月1日現在)

区分		舞鶴市	京都府	国
一般行政職	大学卒	196,200円	204,900円	196,200円
	高校卒	166,600円	173,000円	166,600円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (令和6年4月1日現在)

区分		経験年数 10年	経験年数 20年	経験年数 25年	経験年数 30年
一般行政職	大学卒	276,722円	368,229円	392,033円	396,969円
	高校卒	232,600円	321,543円	373,322円	390,067円
技能労務職	高校卒	—	—	—	—
	中学卒	—	—	—	—

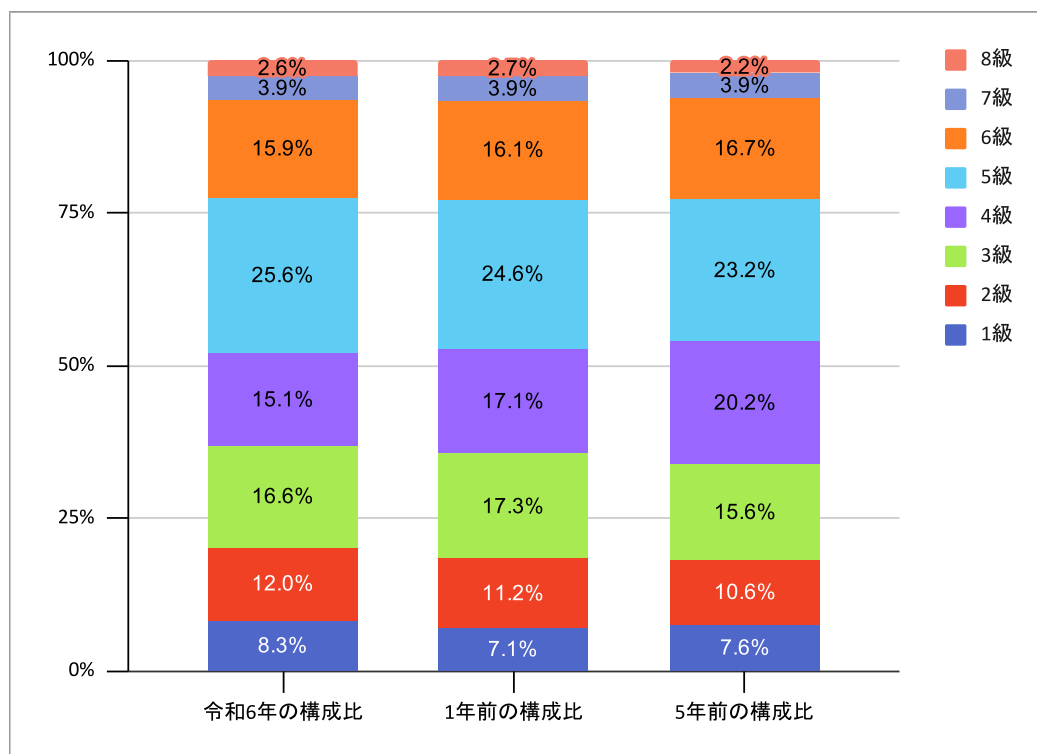
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況

(令和6年4月1日現在)

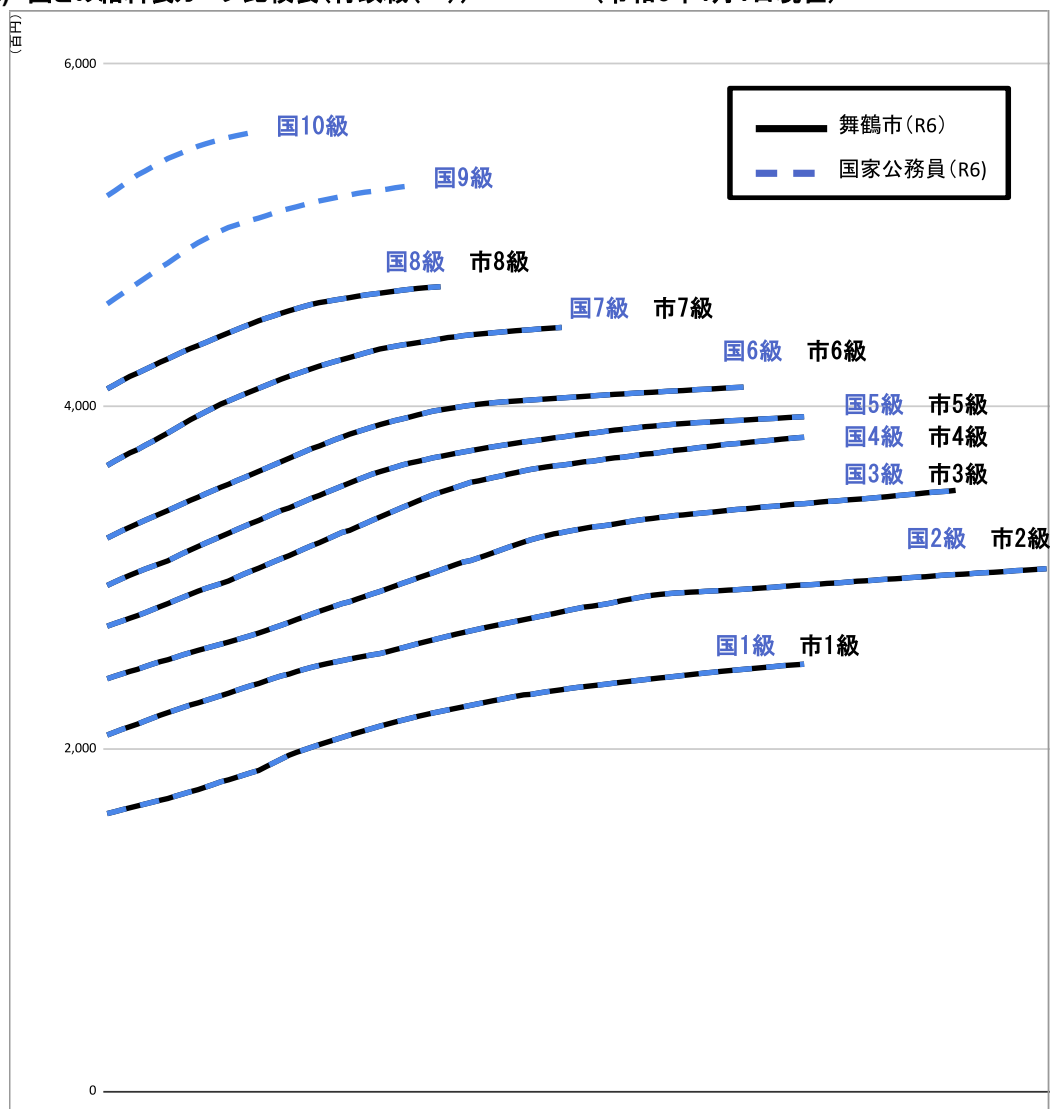
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事の職務	34人	8.3%	162,100円	249,400円
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を処理する主事の職務	49人	12.0%	208,000円	305,200円
3級	主査の職務	68人	16.6%	240,900円	351,000円
4級	高度の知識又は経験を必要とする業務を処理する主査の職務	62人	15.1%	271,600円	382,000円
5級	係長又は主任の職務	105人	25.6%	295,400円	394,000円
6級	課長又は主幹の職務	65人	15.9%	323,100円	411,300円
7級	次長の職務	16人	3.9%	365,500円	446,200円
8級	部長の職務	11人	2.6%	410,300円	470,000円

- (注) 1 舞鶴市職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表(行政職(一))

(令和6年4月1日現在)



(3) 昇給への人事評価の活用状況(舞鶴市)

令和6年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している					
活用している昇給区分		昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分		○		○	
上位、標準の区分					
標準、下位の区分					
標準の区分のみ(一律)			○		○
ロ. 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

舞鶴市	京都府	国
1人当たり平均支給額 (令和5年度) 1,674 千円	1人当たり平均支給額 (令和5年度) 1,656 千円	—
(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.375) 月分 (1.000) 月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 7～15% ・管理職加算 14～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)(舞鶴市)

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率	○	○		
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				○
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当 (令和6年4月1日現在)

舞鶴市	国	
(支給率) 自己都合 勸奨・定年等	(支給率) 自己都合 勸奨・定年等	(支給率) 自己都合 勸奨・定年等
勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分	勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分	勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分
勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分	勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分	勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分
勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分	勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分	勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分
最高限度額 47.709 月分 47.709 月分	最高限度額 47.709 月分 47.709 月分	最高限度額 47.709 月分 47.709 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特別措置 (2%～20%加算)	その他の加算措置 定年前早期退職特別措置 (2%～45%加算)	その他の加算措置 定年前早期退職特別措置 (2%～45%加算)
(退職時特別昇給 無)		
1人当たり平均支給額 6,973千円 20,733千円		

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当 (令和6年4月1日現在)

支 給 実 績 （令和5年度決算）			0千円
支給職員1人当たり平均支給年額 （令和5年度決算）			0千円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度(支給割合)
市内全域	0%	0人	0%

(4) 特殊勤務手当 (令和6年4月1日現在)

支給実績 (令和5年度決算)			19,281千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和5年度決算)			93,145円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (令和5年度)			33.8%	
手当の種類(手当数)			11種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 令和5年度決算	左記職員に対する 支給単価
市税等徴収事務手当	税務課、債権管理課職員等	市税、料等の徴収	466千円	月額 2,000円
社会福祉業務手当	福祉事務所職員	生活保護世帯の査察指導等	288千円	月額 2,000円
行旅死亡人等収容手当	福祉事務所職員	行旅死亡人の収容	40千円	1件 10,000円
防疫等作業手当(※)	健康づくり課職員等	伝染病の予防救治等	—	1日 500円 特定新型インフルエンザ等 にかかる特例 1日 1,500円以内
犬、猫等死体処理作業手当	生活環境課職員等	死犬、死猫等の処理	321千円	1件 1,000円
浄化センター勤務手当	浄化センター職員	浄化センターでの勤務	240千円	月額 5,000円
清掃事務所勤務手当	清掃事務所職員	清掃事務所での勤務	276千円	月額 5,000円
斎場勤務手当	斎場職員	斎場での勤務	—	月額 30,000円
隔日勤務手当	消防職員(24時間交代制勤務職員)	夜間勤務	10,728千円	1当務 1,000円
火災等出動手当	消防職員	火災、救急等による出動	5,921千円	1回 500円以内
災害応急作業等手当(※)	消防職員 等	能登半島地震における現地応援	1,001千円	1日 710円 1日 1,080円 1日 840円

※ 業務の状況に応じて加算措置を設けています。

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (令和5年度決算)	215,346千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和5年度決算)	394千円
支給実績 (令和4年度決算)	187,097千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和4年度決算)	325千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和5年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (令和6年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	・配偶者: 6,500円 ・子: 10,000円 ・その他: 6,500円 ・16～22歳(特定扶養): 1人につき5,000円加算	同じ	—	千円 72,461	円 191,190
住居手当	・借家居住者: 家賃額に応じ28,000円以内	同じ	—	千円 28,721	円 224,383
通勤手当	・交通機関利用者: 運賃相当額(限度額55,000円) ・交通用具利用者: 2km～3km 3,000円 1km増すごとに 620円 (限度額55,000円)	異なる	・交通用具利用者 2kmから60km以上 までの13区分を 2,000円から 31,600円まで	千円 42,987	円 62,572
管理職手当	・部長級(参事): 給料月額20% ・部長級(参事以外): 給料月額18% ・次長級: 給料月額16% ・課長級: 給料月額14%	異なる	・行政職俸給表 (一)4級以上 46,300円～ 139,300円	千円 88,290	円 654,000

5 特別職の報酬等の状況 (令和6年4月1日現在)

区分		給料月額等			
給料	市長	664,300円 ※1 (949,000円)	(参考) 類似団体における最高／最低額		
	副市長	781,000円 (ー 円)	1,061,000円 ／ 593,400円 885,000円 ／ 547,600円		
報酬	議長	570,000円 (ー 円)	737,000円 ／ 372,000円		
	副議長	480,000円 (ー 円)	653,000円 ／ 294,000円		
	議員	440,000円 (ー 円)	591,000円 ／ 266,000円		
期末手当	市長	(令和5年度支給割合)			
	副市長	3.30 月分			
	議長	(令和5年度支給割合)			
	副議長	3.40 月分			
退職手当		(算定方法)		(1期の手当額)	(支給時期)
	市長	949,000円	× 在職年数 × 550/100	20,878,000円	退職時 ※2
	副市長	781,000円	× 在職年数 × 367/100	11,465,080円	退職時
	備考				

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年＝48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

※1 市長の給料は、3割減額しています。

※2 市長の退職手当は、今期分は不支給とします。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

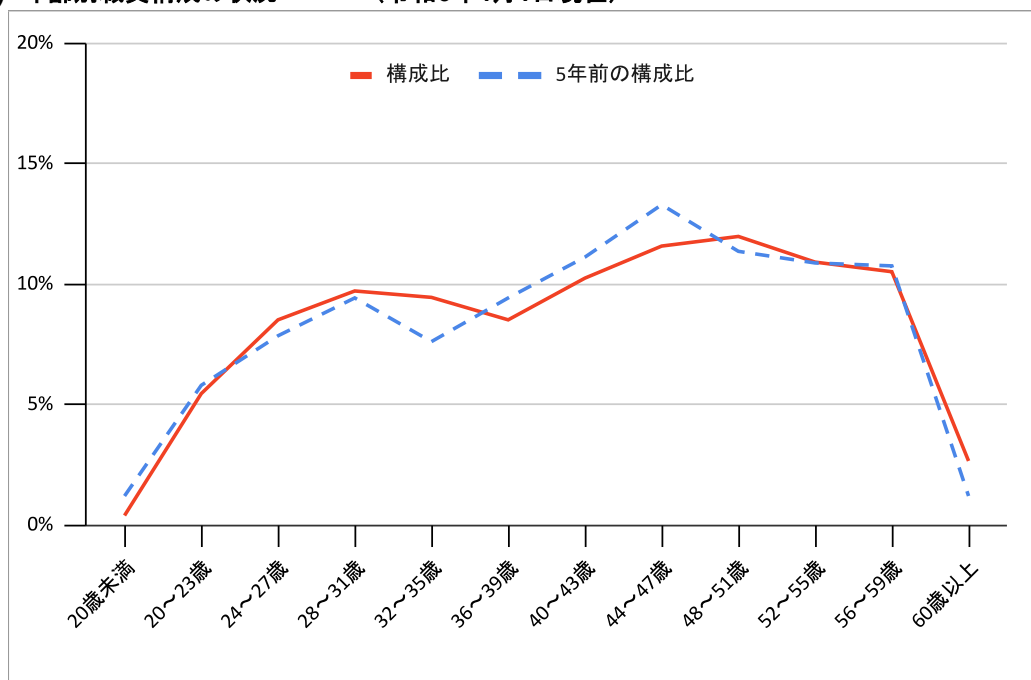
部 門		区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
			令和5年	令和6年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	7	7	0		
		総務	137	131	-6	人事異動による減、指定管理施設の直営化による増	
		税務	28	30	2	人事異動による増	
		労働	1	1	0		
		農林水産	26	28	2	組織改編による増	
		商工	24	23	-1	人事異動による減	
		土木	63	62	-1	退職者不補充による減	
		民生	111	127	16	組織改編による増	
		衛生	48	35	-13	組織改編による減	
		計	445	444	-1	<参考> 人口1万人当たり職員数 57.86 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数) 52.13 人	
	教育部門	43	46	3	組織改編による増		
	消防部門	124	124	0			
	小 計	612	614	2	<参考> 人口1万人当たり職員数 80.02 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数) 65.53 人		
公会計部門等	病院事業	60	58	-2	退職者不補充による減		
	水道事業	19	19	0			
	下水道事業	23	24	1	組織改編による増		
	その他事業	37	36	-1	人事異動による減		
	小 計	139	137	-2			
合 計		751 [877]	751 [912]	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 97.87 人		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況

(令和6年4月1日現在)



区分	20歳 ～ 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 ～ 以上	計
職員数	人 3	人 41	人 64	人 73	人 71	人 64	人 77	人 87	人 90	人 82	人 79	人 20	人 751

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

年 度 部門別	R1	R2	R3	R4	R5	R6	過去5年間の増減数(率)
一般行政	493	483	474	462	445	444	90.1%
教育	44	43	43	42	43	46	104.5%
消防	125	124	124	125	124	124	99.2%
普通会計 計	662	650	641	629	612	614	92.7%
病院	52	58	57	57	60	58	111.5%
水道	34	27	23	20	19	19	55.9%
下水道	32	31	28	23	23	24	75.0%
その他	47	46	44	40	37	36	76.6%
公営企業等会計 計	165	162	152	140	139	137	83.0%
総合計	827	812	793	769	751	751	90.8%

- (注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。